

## 木のまち・木のいえ推進フォーラム 入会のしおり

### 1. フォーラムの会員について

#### (1) 個人会員

本会の趣旨に賛同する次の方とします。

- ①研究者、教育者
- ②木造住宅・木材等に関する業務に携わっている方
- ③木造住宅や木材の利用促進に関心のある方

#### (2) 団体・法人等会員

本会の趣旨に賛同する次の団体・法人等とします。

- ①木造住宅・木材等に関連する活動を行っている団体
- ②木造住宅・木材等に関する事業を行っている事業者
- ③消費者団体
- ④地方公共団体
- ⑤研究・教育機関（大学等）
- ⑥報道関係の事業者

### 2. 会費

会費は、必要ありません。

### 3. 入会手続き

ホームページの「入会のご案内」からお申込みいただくか、別紙の入会申込書に必要事項をご記入の上、メール、FAXまたは郵送にて、事務局宛にお送り下さい。

### 4. フォーラムに加入されるメリット

- (1) フォーラムとしてビジョンや提言を出す場合に、事前に意見を出していただくことが出来ます。
- (2) フォーラムが企画する大会その他のイベントについて、案内がメールにて送られて来ます。
- (3) フォーラムの活動状況や木造住宅・木材等に関する情報が、メールマガジンとして送られて来ます。
- (4) ホームページに会員専用ページを設けますので、会員からのフォーラムへの情報発信も可能です。（個人的ブログ、特定の個人又は商品のPRその他不適切なものは、事務局の判断により削除させていただきます。）
- (5) 会員のホームページから、フォーラムのホームページへのリンクを貼っていただくことが出来ます。

※会員への情報発信は、原則として全てメールにて行います。

### 5. 会員の遵守事項

フォーラム会員（団体・法人等会員にあっては、その構成員も会員とみなします。以下同じ。）は、次の事項を遵守していただきます。

- (1) フォーラムへの参加及びフォーラムの活動に当たり、フォーラムの名誉を毀損し、又はフォーラムの目的に反した行為をしないようにしていただきます。
- (2) フォーラムの会員であることを、営利目的に利用しないようにしていただきます。

(3) 入会申込書や、会員専用ページに発信する情報には、偽りのない情報を書き込んでいただきます。

なお、遵守事項ではありませんが、会員向けアンケート等フォーラムの企画する活動に対しては、できるだけご協力頂きますようお願いいたします。

## 6. 退会処分

会員に遵守事項に反するような行為があった場合、その他、不適切な行為があった場合においては、当該会員は退会処分となります。

### 【事務局】

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会  
〒107-0052 港区赤坂2-2-19 アドレスビル5F  
TEL : 03-3560-2882  
FAX : 03-3560-2878  
e-mail : forum-info@kinomachikinoie.jp